

2026 年度（令和 8 年度） 税制改正レジュメ

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001621 261658

PU26165

はじめに

1級ファイナンシャル・プランニング技能検定、およびCFP資格審査試験では、下記のとおり、試験日程ごとの法令基準日が設けられています。

法令基準日		
	1級ファイナンシャル・プランニング技能検定	CFP資格審査試験
2026年 9月試験	2026年 4月1日	
2026年11月試験		2026年 4月1日
2027年 1月試験	2026年10月1日	
2027年 5月試験	2026年10月1日	
2027年 6月試験		2027年 1月1日

受験にあたって、法令基準日に基づいて学習をすることは言うまでもありませんが、試験問題においては、既に改正され法令が施行されたものであっても、その内容が適用開始となる時点で出題される傾向も高くなっています。従いまして、このレジュメは、2026年度税制改正だけでなく、今後適用開始となるものなどを含め、2026年4月以降の受験に必要な要点をまとめています。

ぜひ、学習の再確認のために本レジュメを活用してください。皆さまが、学習の成果を発揮され、試験合格されますようお祈りいたします。

一. 令和7年税制改正のおさらい

■ 個人所得課税

1. 金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

① 廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について、次の措置を講ずる。

イ 廃止通知の提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出等があった日（その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日）において設けられることとする。

ロ 非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。）の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないこととする。

ハ 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととする。

② 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。

イ 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価の額に係る要件について、次の措置を講ずる。

(イ) 当該取得対価の額を1口（取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位）当たり1万円以下（現行：1,000円以下）に引き上げる。

(ロ) 下記ロにより、累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権を含むこととされた上場株式投資信託の受益権については、当該受益権の取得対価の額に係る要件を次に掲げる要件とする。

a 対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下であること。

b 対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下であること。

c 一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が

3万円以下であること。

(注) 上記の「公表最終価格」とは、金融商品取引所において公表されたその日における当該上場株式投資信託の受益権の最終の売買の価格等に相当する金額をその一単位当たりの価額として計算した金額をいう。

ロ 対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権には、一定額をもって取得することができる上場株式投資信託の受益権（その口数のうち最も多い口数のものに限る。）につき定期かつ継続的な方法による買付けの委託等により取得するものを含むこととする。

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととする。

①当該居住者等の未成年者口座に設けられる非課税管理勘定のうち最も新しい年分の勘定に係る非課税期間終了の日（当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日をいう。）の翌日又は継続管理勘定に係る非課税期間終了の日（当該居住者等がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日をいう。）の翌日のいずれか遅い日

②令和8年1月1日

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等を加える。

①居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。）の提出をしたことにより開設された口座でその開設の時から非課税口座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

②居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等をしたことにより非課税口座に設けられた勘定でその設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととされたものに係る上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

2. 子育て支援に関する政策税制

(1) 生命保険料控除について、次の見直しを行う。

- ①新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 8 年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料×1/2 +15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料×1/4 +30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

- ②旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は 6 万円（現行：4 万円）とする。
- ③上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。
- ④その他所要の措置を講ずる。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円とする（現行と同じ。）。

3. その他

(1) 確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

- ①企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

②企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額 6.2 万円（現行：月額 5.5 万円）

ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額 6.2 万円（現行：月額 5.5 万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

③個人型確定拠出年金制度について、60 歳以上 70 歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額 6.2 万円とする。

④個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

- イ 第一号被保険者 月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円）
- ロ 企業年金加入者 月額 6.2 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額 2.0 万円）
- ハ 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。）月額 6.2 万円（現行：月額 2.3 万円）

⑤国民年金基金の掛金額の上限を月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円）とする。

(2) 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から 5 年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。

- ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ② 生命保険料控除の証明書
- ③ 地震保険料控除の証明書

(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の確定申告書を令和 9 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。

■法人課税

1. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

- ① 所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率を 17%（現行：15%）に引き上げる。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

(2) 中小企業投資促進税制について、関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外した上、その適用期限を 2 年延長する（適用期限の延長は、所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関

する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。

- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

2. 防衛特別法人税（仮称）の創設

(1) 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

(注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

(2) 課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

(3) 税額の計算

①防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率を乗じて計算した金額とする。

②課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。

③基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。

イ 所得税額の控除ロ 外国税額の控除

ハ 分配時調整外国税相当額の控除

ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除

ホ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算

ヘ 控除対象所得税額等相当額の控除

④基礎控除額は、年500万円とする。なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。

(注) 上記の配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。

⑤次の税額控除を行うこととする。

- イ 外国税額の控除
- ロ 分配時調整外国税相当額の控除ハ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

(4) 申告及び納付等

①各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。

(注) 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用する。

②防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。

③電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とする。

④防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する。

⑤各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。

(5) 適用関係

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(参照) 法人実効税率への影響

法人の区分	法人実効税率	
	現行法 (令和8年3月31日まで に開始する事業年度)	改正案 (令和8年4月1日以後に 開始する事業年度)
外形標準課税対象法人	29.74%	30.64%
外形標準課税対象外法人	33.58%	34.43%

二. 令和8年税制改正のポイント

■ 個人所得課税

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

(1) 基礎控除

①基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。

②上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

合計所得金額	基礎控除額	
	現行法 (令和7年)	改正案 (令和8年、9年)
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

③上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。

(2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

(3) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

- ① 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。
- ② 上記①の特例は、年末調整において適用できることとする。

(4) 上記(1)及び(2)の見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を69万円（現行：65万円）に引き上げる。

(注) 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。

(5) ひとり親控除

- ① ひとり親控除について、控除額を38万円（現行：35万円）に引き上げる。

(注) 上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

2 住宅・土地税制

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和7年12月31日）を令和12年12月31日まで5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。

(注2) 上記(注1)の「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注3) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は2,000万円と、控除率は0.7%と、控除期間は13年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

(注1) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」とは、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等をいう。

(注2) 上記(注1)の「買取再販住宅」とは、既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注3) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和9年12月31日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅(登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものを含む。)又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のもの新築等であって、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものを含む。

- ② 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合（下記③の適用を受ける場合を除く。）の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅		3,000万円

(注) 上記の「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

- ③ 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。
- ④ 令和10年1月1日以後に建築確認を受ける居住用家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定のZEH水準省エネ基準を満たさないもの新築又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

(注) 上記③の改正は、住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

- (2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除の適用期限を3年延長する。
- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。
- (4) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を3年延長する。

② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記②の改正は、令和9年1月1日以後に行う耐震改修工事について適用する。

(5) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を3年延長する。

② 改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が40㎡以上50㎡未満であるものについても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用しない。

③ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記③の改正は、特定の改修工事をした家屋を令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。

(6) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を3年延長する。

② 標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記②の改正は、認定住宅等を令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。

3 金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。

② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。

イ 上記①の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとするとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととする。

ロ 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託(株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものをいう。以下同じ。)の受益権のうち次に掲げるもののみを受け入れることとする。

(イ) その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該

期間内の取得対価の額の合計額が 60 万円を超えないもの（公募等株式投資信託の受益権を当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額及び未成年者特定累積投資勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の受益権の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超えることとなるときにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。）

令和 9 年～	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17 歳	18 歳以上	18 歳以上
年間投資枠	60 万円	120 万円	240 万円
非課税保有限度額	600 万円	1,800 万円	
		自動的に移行	1,200 万円
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託		上場株式・ 投資信託等
運用管理	一定の要件※の下、12 歳以降は払出しが可	制限なし	

※資金の用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。

(ロ) その未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

(注) 未成年者特定累積投資勘定については、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできないこととする。

ハ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託につき支払を受ける配当等及び当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡の対価等については、非課税口座を開設した居住者等がその年 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」という。）の前年 12 月 31 日までは、特定課税未成年者口座において管理しなければならないこととする。

(注) 上記の「特定課税未成年者口座」とは、当該居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。

ニ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託の受益権は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年 12 月 31 日までは、当該公募等株式投資信託の受益権を当該非課税口座以外の口座に払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、こ

の限りでない。

(イ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。）に基因して当該未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権及び特定課税未成年者口座内の金銭等の全てを払い出す場合

(ロ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年上記（イ）に定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等に払出しの基因となる事由（当該居住者等に係る学校等の入学金又は授業料その他の当該居住者等の教育費又は生活費の支払に限る。以下「特定事由」という。）その他の事項を記載した書類を提出して当該公募等株式投資信託の受益権を払い出す場合

(注) 上記の書類提出手続は当該居住者等の親権者等が行うとともに、上記の書類には特定事由に基因して払い出すことについて当該居住者等の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない（下記ホ（ロ）の書類提出手続についても同様とする。）。

ホ 特定課税未成年者口座内の金銭等は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その金銭等を非課税口座における投資に用いる場合を除き、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

(イ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年上記ニ（イ）に定める場合

(ロ) 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年上記（イ）に定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設された金融商品取引業者等に特定事由その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭等を払い出す場合

へ 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等が基準年の前年12月31日までに、これらの口座の公募等株式投資信託の受益権及び金銭等をこれらの口座から上記ニ及びホの取扱いに反する払出しをした場合等には、当該払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の金額に対して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により源泉徴収（特別徴収）を行うこととする。

(イ) 次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額

a 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額

b 当該払出しがあった日において当該非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額

(ロ) 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額

(注) 上記（イ）の譲渡所得等の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記（ロ）の配当所得の金額から控除することもできない。

ト 上記へにより源泉徴収された公募等株式投資信託の受益権に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できることとする。

チ 上記へによる源泉徴収を行う金融商品取引業者等は、当該源泉徴収に係る税額その他の事項について記載した報告書を作成し、これを上記への払出しがあった日の属する月の翌月末日までに、当該居住者等に交付しなければならないこととする。

③ 特定累積投資勘定に受け入れることができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。

イ 指定インデックス投資信託及び上場株式投資信託に係る指定指数について、次の措置を講ずる。

(イ) 指定指数の範囲に、次に掲げる指数を加える。

a 読売株価指数

b J P Xプライム 150 指数

(ロ) 指定インデックス投資信託の対象となる株式に係る指定指数のうち、投資信託約款において2以上の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用されるものについて、投資信託約款において1の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用される指定指数とするとともに、上場株式投資信託の対象となる指定指数に加える。

ロ 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託の主たる投資の対象資産

に係る要件について、対象資産を株式又は公社債（現行：株式）とする。

ハ 公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権の譲渡等の手数料に係る要件について、対象となる手数料の範囲から、これらの投資信託の受益者が金融商品取引業者等と締結したこれらの投資信託の受益権の定期的かつ継続的な方法による譲渡等に関する契約に基づき当該受益者が当該金融商品取引業者等に対して支払う当該譲渡等の手数料で、通常必要と認められるものを除外する。

(参考) つみたて投資枠における指定株式指数

日本	全世界	先進国	新興国等
<ul style="list-style-type: none"> ・TOPIX ・日経平均株価 ・JPX 日経インデックス400 ・MSCI Japan Index 今回追加分 ・読売株価指数 ・JPX プライム150 指数 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI ACWI Index FTSE ・Global All Cap Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・FTSE Developed Index ・FTSE Developed All Cap Index ・S&P 500 ・CRSP US Total Market Index ・MSCI World Index ・MSCI World IMI Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Emerging Markets Index ・FTSE Emerging Index ・FTSE RAFI Emerging Index

④ 非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。

(注) 上記の廃止に伴い、金融商品取引業者等において、非課税口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性がある居住者等から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には当該口座に係る特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行うほか、当該特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととした場合には、その年の当該口座に係る非課税口座年間取引報告書にその旨を記載することとする。

(2) 金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率により課税する。

- ② 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。
 - ③ 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。
 - ④ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、暗号資産デリバティブ取引（特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。）に係る雑所得等を加える。
 - ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - イ 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える。
 - ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える。
 - ⑥ 総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。
 - イ 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。
 - ロ 当該暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。
 - ハ 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。
- (注1) 上記①及び③の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日（以下「適用開始日」という。）以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用する。
- (注2) 上記②の改正は、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の取引について適用する。

(注3) 上記④の改正は、適用開始日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用する。

(注4) 上記⑥の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用する。

(参考) 制度概要 (所得税、住民税)

上場株式等		E T F		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税	譲渡所得	申告分離課税	雑所得	申告分離課税
一定の暗号資産		一定の暗号資産を投資対象とするE T F		一定の暗号資産を投資対象とするデリバティブ	
雑所得 →譲渡所得	総合課税 →申告分離課税	現在は組成不可 →政令改正により組成可能 →申告分離課税		雑所得	総合課税 →申告分離課税

■租税特別措置等

(1) 青色申告特別控除について、次の見直しを行う。

① 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（柄 e - T a x）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を65万円に引き上げる。

② 65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。

イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合

ロ 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

③ 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方

令和8年度税制改正の概要～税制改正を紐解く～

法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。

イ その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの

ロ その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの

(注) 上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

条件	控除額	
	改正前	改正後
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行う場合	65万円	65万円
上記に加え、以下の要件を満たす場合 その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること (次のいずれかに該当する場合に限る) イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合(優良な電子帳簿) ロ 請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を一定の要件を満たして保存を行う場合(請求書データ等との自動連携)	65万円	75万円
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合	55万円	10万円

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、次の措置を講ずる。

① 本特例のうちスイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を5年延長する。

(注) 上記の「スイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品(以下「一般用医薬品等」という。)のうち、医療用から転用された一定の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)をいう。

② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳

去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

ロ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

（注）上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

（注）上記②の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

■資産課税

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せず、に終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

2. 租税特別措置等

（1）個人事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長する。

（2）非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長する。

（3）土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

（4）新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

① 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。

② 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50㎡以上に据え置くこととする。

（5）耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の措置を講ずる。

① 耐震改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限

を5年延長する。

② バリアフリー改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

③ 省エネ改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

④ 耐震改修を行った住宅であって、認定長期優良住宅に該当することとなった一定の住宅に対する固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

⑤ 省エネ改修を行った住宅であって、認定長期優良住宅に該当することとなった一定の住宅に対する固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

(6) 既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

(7) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

① 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50㎡以上に据え置くこととする。

3. その他

(1) 相続税等の財産評価の適正化

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 100 分の 80 に相当する金額によって評価することができることとする。

■法人課税

1. 税制上の基準額の点検・見直し

(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。

■消費課税

1. 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることができることとする。

② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

(注) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和 8 年 10 月 1 日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

- ① 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%

ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%

ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%

- ② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（現行：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

（注）上記の改正は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

■防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

1. 防衛特別所得税（仮称）の創設

（1）納税義務者

- ① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。
- ② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

（2）税額の計算

- ① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。
- ② 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。
- ③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。

（3）その他

- ① 申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。

2 復興特別所得税の改正

- （1）復興特別所得税の税率を1.1%（現行：2.1%）に引き下げる。
- （2）復興特別所得税の課税期間を令和29年まで（現行：令和19年まで）の間とする。

（注1）上記（1）の改正は、令和9年分以後の所得税等について適用する。